

No.172
2016.1



ねばむら

村の木 すぎ

村の花 岩つつじ

私たちの村	
人口と世帯 28年1月1日現在	
総人口	1,004人
男	495人
女	509人
世帯数	431世帯

発行 根羽村役場
〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村1762
TEL 0265-49-2111 FAX 0265-49-2277

ホームページアドレス <http://www.nebamura.jp>
メールアドレス info@nebamura.jp
印刷 龍共印刷株式会社



きびしい寒さのなかでも、
子どもたちは元気よく雪遊び
をしています。
(根羽村保育所にて)

1月号の主な内容

- | | |
|------------------|--------|
| 村長年頭あいさつ | 2ページ |
| 議長年頭あいさつ、出初式他 | 3ページ |
| 議会だより他 | 4ページ |
| 十(重) 大ニュース、申告相談他 | 5ページ |
| 後期高齢者医療制度のお知らせ | 6、7ページ |
| 夢教室、防犯診断、戸籍だより他 | 8ページ |

さて、昨年は当村では自然災害の発生もなく、比較的平穏な一年でありましたが、世界各地ではエルニーニョ現象による異常気象によつて多くの自然災害が発生しました。国内でも九月の「関東・東北豪雨災害」では、茨城県常総市の鬼怒川堤防の決壊、宮城県大崎市の渋井川堤防の決壊により八名の尊い命が失われました。改めて被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興がなされんことを願うところであります。



根羽村長

大久保憲

年頭ごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。平成二十八年の新春を迎え、村民の皆さんのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。また日頃から、皆様の温かいご支援ご協力によって、村づくりを進めることができましたことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。本年も、村民の皆さんのが安心して安全に暮らせる地域を、皆さんと一緒に作つてまいりますのでよろしくお願い致します。

ります。当村でも平成十二年九月の集中豪雨による灾害から十五年が、平成二十六年二月の大雪による灾害から早二年が経過しました。災害はいつ、どこで、どのような形で私たちに襲いかかってくるかわかりません。日頃からの訓練を通じて、いざという時に自分の体は自分で守れるよう取り組みをしつかりと進めてまいりたいと思います。さて、昨年の村内の出来事を見ますと、いろいろなことがあ

ある月瀬の大杉周辺整備事業が完成しました。また村の自慢料理を持ち寄る第三回の食の文化祭の開催とレシピ集の発刊、七月には安城市外五市の市長が集まり「中部環境先進五市サミット」が開催されました。八月に

は村のゆるキャラ「ねばたん」と「スギリン」が盆踊り初デビューセミット」が開催され、延べ五百名を超える皆さん方が参加されました。村民の皆さん参加の実行委員会を組織し、企画から運営まで全て手作りで行つて頂きました。お客様への心のこもつたおもてなしや、手作り料理の提供など、多くの参加者の皆さんから「素晴らしかった」というお褒めの言葉をたくさん頂戴しました。十月には歴史と伝統ある八柱神社の七年祭が盛大に開催されました。人口の減少や高齢化が進む中でも、自分たちで積極的に参加して作り上げ、自分たちで楽しむ、そんな祭りの原点に立ち返り素晴らしいお祭りができたと思います。また、一昨年の大雪によつて被害を受けた月瀬の大杉の再生事業にも取り組み、土壤改良や不要な枝の除去、枝吊りなどが完了し、未来へ向かつて私たちを見守り続けてもらえるものと期待をしています。また、小中学生の皆さんもスポーツや様々なコンクール等で大活躍をして頂きました。昨年一年は今まで以上に私たちの住む根羽村の「誇り」と「自信」を持った素晴らしい年であつたと思うところであります。

さて、昨年十月に長野県関係の「森林林業技術交流調査」でオーストリアを訪問する機会に恵まれました。政府機関との意

見交換や木質バイオマス発電所、大型木造建築現場、木材生産現場、大規模バイオマス利用までの、一貫スリ利用施設など木材生産から木質バイオマス利用までの、一貫した流れと現状を見ることができました。充実した森林資源、高路網の充実、高性能林業機械の優れた性能と作業員の技術力の高さ、大規模伐採を禁止し成長量以上の伐採は行わず、持続可能な森林資源を維持して行くことなど参考になることがたくさんありました。この調査を通じて、改めて森林づくりの基本は資源を活用しながら資源の再生をすること、木材利用の主要部分は建築用材として利用し、現在利用されていない未利用材を木質バイオマスとして利用するなど「カスケード利用」を図ることが重要であると思います。この調査を通じて、村内でも既存設備を利用して地域熱利用の検討も進めてまいりたいと考えています。

また、この二月までに「第五次村総合計画」と併せて「人口ビジョン」と「総合戦略計画」の策定を行います。人口減少が進む中で、どの地域にも人が住み続けられることが、健全な国土を維持し、安全・安心な地域づくりに結びつくものであります。村づくりの基盤として働く場所や機会を確保するための「雇用の循環」、村内でお金を回す「経済の循環」、村内で生活するための基礎的な教育、医療、福祉等の「サービスの循環」の三つの循環をしつかりと機能させ、併せて矢作川流域や圏域での様々な団体や住民、企業等の皆さんと連携した取り組みをしっかりと進めてまいりたいと思います。





根羽村議会議長

石原明治

新年明けましておめでとうございます。平成二十八年の新春を迎え、皆様のご健勝を心からお慶び申し上げます。

さて、昨年は七年祭という大祭が行われ村中の方が総出でやり遂げることが出来ました。『身の丈で無理をせず出来る範囲でやらまいか』の掛け声のもと、本当に『苦勞様でございました。』少子高齢化の中、区長さんや祭り世話人の皆様のご活躍があつてこそ、だと思います。

そんな地球温暖化をくい止めまた、地球温暖化による異常気象により日本各地に甚大な被害がありました。茨城県常総市の河川堤防の決壊の被害は特に大きなものでした。

そのため、日本政府は京都議定書の目標達成に向けて太陽光発電の普及規模を現在の二十倍にするとともに、新車の二台に一台をハイブリット車などにする考えを発表しております。

また、根羽村にとっても重要な位置にある「林業」について、九月に開催された第六回全国潮流サミットにおいて深く学びました。

生産効率だけを考えれば單一

品種の大規模植林・大規模栽培が最も効率的だと思うが、それは同時に、単調な生態系となり害虫や病気、気候の変化に対しても弱くなるということでもあります。一種類の木でできた森林と飛躍の一年となりますよう、そして、村民の皆様が健康で幸多き一年となりますよう、心からお祈り申し上げ年頭の挨拶といたします。



平成二十七年度電源立地地域対策交付金事業の実施について

森林組合を中心に進められている山づくり、山林活用の在り方を今一度見つめ直す絶好の機会と捉え、現在策定中の第五次根羽村総合計画へ盛り込むべき重要な事柄だと考えております。

さらに昨年は、大杉周辺整備計画に基づき『根羽峠大橋』が完成し、赤坂地区に建設していいた、「ねばねの里なごみ」もついに開所されました。そして今年は、平成八年に営業開始されたネバーランドが創業二十周年を迎え記念すべき一年となりました。

どの施設も村民が待ち望んだ立派な設備と機能を備えていました。今後は、これらの施設の更なる活性化と有効利用ができる

よう、行動していく所存です。

時代は激しく動いております。

村議会として、時代をしつかり見据えながら、行政執行部と一緒に知恵を出し合い、村民総参加の村政運営に努力していくま

す。依然として厳しい財政状況と生活環境ではありますが、村民の皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成二十八年が根羽村の繁栄と飛躍の一年となりますよう、そして、村民の皆様が健康で幸多き一年となりますよう、心からお祈り申し上げ年頭の挨拶といたします。

消防団出初式

平成28年1月5日、根羽村消防団出初式が厳粛に挙行されました。今年の市中パレードは万場瀬根羽給油所付近からしゃくなげまで行い、沿道には大勢の方が見に来られました。

その後、しゃくなげで式典が行われ、下伊那地方事務所長様、飯伊消防協会長様をはじめ多くの来賓の皆様にご臨席を賜り、盛大に開催できました。最後に「火の用心三唱」を参加者全員で行い、今年一年の無火災の祈念とお互いの防火意識の高揚を図りました。



市中パレードの様子

出初式式典の様子

新保護司のご紹介



根羽村選挙管理委員会委員が選出されました。
去年十二月二十四日に任期満了を迎えた村選挙管理委員会委員四名と補充員四名が選出されました。任期は四年で、

今後の各種選挙の公正な執行管理等にご尽力いただきます。

昨年十二月二十四日に任期満了を迎えた村選挙管理委員会委員四名と補充員四名が選出されました。任期は四年で、

今後の各種選挙の公正な執行

管理等にご尽力いただきます。

根羽村選挙管理委員会委員が選出されました。
去年十二月二十四日に任期

満了を迎えた村選挙管理委員会委員四名と補充員四名が選出されました。任期は四年で、

今後の各種選挙の公正な執行

管理等にご尽力いただきます。

第18回 福祉と健康の集いのお知らせ

今年は、江戸家猫八先生、来村!!

根羽村民が健康管理に目を向けて、健康や福祉に関する日頃の疑問や不安をこの機会に解決して、健康的に毎日の生活を送っていただくために、「根羽村福祉と健康の集い」を開催しますので、皆さん是非お出かけください。

日 時 平成28年3月6日(日) 午前10時から
場 所 根羽村社会福祉協議会 しゃくなげ

時 間	内 容
10:30～ 13:10	足助病院の 医師・看護師・検査技師 の方々による 講演等
13:15～	式 典
14:00～ 15:30	講 演 会 (大杉大学 冬期講座)
10:00～ 16:00	杉っこ餅 昼食等販売 ぼてとの会 和(なごみ) うめの会 キッズコー ナー

○認知症予防教室
○講演会 等
足助病院 看護師さん検査技師
さんによる
○健康チェック&健康相談コー
ナー

根羽村社会福祉協議会
功労者表彰等

講 師：江戸家 猫八先生
テーマ：「芸も生きがい、人生
も生きがい～健康や生
きがいは人生で一番の
問題～」

五平餅、菖おこわ、豚汁、から
すみ、大福餅、豆餅

・食生活改善推進協議会の紹
介、物資販売
・傾聴ボランティア「和」バ
ザー

・手作り「ねこ」・布わらじ等
の販売

無料ゲーム など

以上を予定しています。皆さまのお越しをお待ちしています。

e-TAXをご利用ください
～国税庁ホームページ
「確定申告作成コーナー」～

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、是非ご利用ください。「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-TAXへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

◆e-TAXに関する情報は

www.e-tax.nta.go.jpへ

◆確定申告書作成コーナーに関する情報は
www.nta.go.jp

平成27年 根羽村十(重)大ニュース

1	第19回八柱神社七年祭開催 【コメント】 今回で19回目を迎えた八柱神社の七年祭が10月10日・11日の二日間、各洞の伝統芸能の披露等多くの方の参加により、盛大に開催されました。
2	老人福祉施設～ねばねの里「なごみ」～完成 【コメント】 高齢者福祉施設ねばねの里「なごみ」が完成し2月6日竣工式、準備期間を経て3月1日に開所されました。根羽産木材をふんだんに使用したこの施設は、根羽村の福祉サービスの拠点として利用されます。
3	新たな観光名所「大杉公園」オープン 【コメント】 国道沿いに大型バスも収容できる駐車場の整備、大杉へつづく「根羽峠大橋」等も整備され、3月29日に新たな観光名所として「大杉公園」がオープンしました。
4	「全国源流サミット」開催 【コメント】 全国の河川の源流域にある21の市町村が集まり、第6回全国源流サミットが9月4日～6日の3日間開催され、全国から500人余の方が参加されました。実行委員会をはじめ、村内の多くの皆様のご協力により、盛大に開催できました。
5	根羽村のゆるキャラ（ねばたん・スギリン）誕生 【コメント】 小学生が総合学習で村の良い所を探して、ゆるキャラのデザインを製作・発表してくれた事をきっかけに2体のゆるキャラが誕生しました。「ねばたん」は中学生が考え、「スギリン」は公募により決定されました。
6	月瀬の大杉再生事業を実施 【コメント】 平成26年2月の大雪により大きな被害を受けた国の天然記念物「月瀬の大杉」の保護のため、土壌改良や不要枝の除去等、再生事業が行われました。
7	村の元気の源はやっぱり「住民グループ活動」 【コメント】 村内の住民グループの皆さんのが自主的に頑張って頂いている活動の報告会が2月7日に開催され、改めて住民グループ活動の素晴らしさを認識する機会となりました。また、6月14日には第3回食の文化祭が開催され、自慢の手料理がたくさん出品されました。今回は、これまでに出品された料理のレシピ集も製作される等、住民グループ活動の成果が目に見える形となった1年でした。
8	根羽小中学校の子どもたちが大活躍 【コメント】 中学校の卓球部（男子）、テニス部（女子）が南信大会、県大会へ出場したのをはじめ、中学校では個人競技の水泳、クライミングで北信越大会、国体への出場、小学校でも、相撲、バレーボールで全国大会へ出場する等、根羽の小中学生の活躍が際立った年となりました。
9	更なる進展へ新たな取組も「矢作川流域連携事業」 【コメント】 矢作川下流域地域との連携事業について、これまでの交流、連携に加え、7月には中部環境先進5市（T A S K I）サミットが根羽村を会場にしての開催や、安城市の小学生が根羽村で農民体験を行う、ネイチャースクール事業の実施等、新たな流域連携による取組がスタートしました。
10	村長・村議会議員選挙執行 【コメント】 4月26日の村長選挙・村議会議員選挙が執行され、村長1名、村議会議員8名の定員同数の立候補により、無投票となりました。村長は2期目、村議会議員は現職3名、新人5名の構成となりました。

申告相談のご案内

平成27年所得の確定申告は2月16日(火)から3月15日(火)まで(土日は休みです)となっています。今年も下表のとおり申告相談を行います。都合のつかない方は随時受付をいたしますので、お早めに申告をお願いします。

平成28年度分村県民税申告書には、住所、氏名、生年月日、配偶者等、必要事項を記入してください。(申告書の下段に氏名が記入してあります。)給与所得のみで年末調整済みの方、所得が全く無く村内にお住まいの方の扶養等になっている方は申告が不要です。

※個人で営業、請負事業等をしている方は必ず申告をして下さい。

その他ご不明な点がありましたら、役場総務課までお問い合わせ下さい。

申告(納税)相談日程

期 日	時 間	適 用
2月16日(火)		医療費控除、住宅控除、農業等収支計算のある方
2月17日(水)		
2月18日(木)		
2月19日(金)		
2月22日(月)	午前9時 ～午後5時	中央地区
2月23日(火)		北洞地区
2月24日(水)		東洞地区
2月25日(木)		南洞地区
2月26日～3月15日 (土日は除く)		西洞地区
		該当日に申告出来ない方

74歳の方及び後期高齢者医療被保険者の皆様へ 後期高齢者医療制度のご案内

対象（被保険者）となる方

75歳以上の方…75歳の誕生日当日から被保険者となります。

65歳から74歳で、一定程度の障害があり、加入を希望する方

・役場窓口へ申請し、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることが必要です。

(申請日から制度加入となります。過去にさかのぼっての認定はできません。)

後期高齢者医療被保険者証

保険証は75歳になるお誕生日までに役場から交付されます。

新しい保険証が使えるのは、75歳の誕生日からとなります。

なお、お誕生日前に国民健康保険に加入している皆様は、窓口で保険証を交換するための通知が役場から送付されますので、役場窓口で交換してください。

保険証は、毎年8月1日付けで定期更新されます。

また、一部負担割合に変更がある場合など、保険証の記載事項に変更があった場合は、有効期限内であっても保険証の交換が必要となる場合があります。差し替え前の旧保険証は、速やかに役場担当窓口へ返還してください。

一部負担金の割合

医療機関での一部負担金（窓口負担）の割合は、「一般の方は3割」、「現役並み所得の方は1割」です。

前年の所得により8月から翌年7月までの負担割合が判定されます（保険証に割合の記載があります）。

世帯に未申告者がいると負担割合の判定に支障が出る場合があります。世帯全員が所得の申告を行いましょう。

3 割 現 並 み 所 得 者	市町村民税課税標準額※1が145万円以上の被保険者および同一世帯の被保険者 ただし、次に該当する場合で基準収入額の適用申請をして、広域連合で認定された場合は1割となります。 （基準収入額適用の可能性のある方には、申請のお知らせをします） ◆同一世帯に被保険者が1人の場合、被保険者の収入額が383万円未満 ◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者全員の収入額合計が520万円未満 ◆同一世帯に被保険者が1人で、かつ、70歳以上75歳未満の方がいる場合、被保険者と70歳以上75歳未満全員の収入額合計が520万円未満 ※1 前年12月31日現在において世帯主であり、同一世帯に合計所得額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合、「33万円×16歳未満の人数+12万円×16歳以上19歳未満の人数」が調整控除として適用されます。
1 割 一 般	◆現役並み所得者、市町村民税非課税世帯以外の方 ◆「平成27年1月1日以降」市町村民税課税標準額が145万円以上であっても、次に該当する被保険者及び同一世帯の被保険者 ・昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から33万円を引いた額）の合計が210万円以下であること。
	同一世帯の全員が、市町村民税非課税である方（区分Ⅰ以外の方）
	同一世帯の全員が、市町村民税非課税で、それぞれの各収入等から必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

高額療養費について

1ヶ月間の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として申請された口座に振込まれます。該当される方には申請のお知らせが通知されます。なお、申請が必要となるのは初回のみで以後は継続され、申請時の口座に振込まれます。

◆1ヶ月の自己負担限度額

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※1
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※入院したときの食事代や保険が適用されない差額のベッド代などは、支給の対象となりません。

※1 現役並み所得者が同じ医療保険で過去12ヶ月以内に「外来+入院」の限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降は、44,400円になります。

「外来+入院の限度額」は、「外来の限度額」を個人ごとに適用した後、なお残る負担額に適用します。

限度額適用・標準負担減額認定

市町村民税非課税世帯の方は、高額な外来診療や入院の場合、限度額適用・標準負担額限度認定証を提出することにより医療機関ごとの窓口での支払いが減額されるなどの措置が受けられます。役場で認定証の交付申請をしてください。

認定証は、毎年7月末までの有効期限ですが、一度申請すると、翌年も市町村民税非課税世帯に該当する場合は自動更新となり、保険証と同時期に認定証が送付されます。

◆入院時の食事代、高額療養費における区分Ⅰ・Ⅱが適用されます。

入院したときの食費(入院時食事療養費)について

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部（標準負担額）を支払うことになります。市町村民税非課税世帯（区分I・II）に該当する場合は、自己負担限度額や入院中の食事代などが減額されます。「限度額適用・標準負担額限度認定証」が必要ですので、役場担当窓口へ申請し、入院時には必ず持参してください。

◆入院時食事代の標準負担額

区分	1食当たり
現役並み所得者	260円
一般	
区分I 90日までに入院	210円
区分II 過去12ヶ月で90日を超える入院	160円
区分I	100円

※限度額適用・標準負担額限度認定証の区分I以外の認定期間に90日を超える入院をしている場合（広域連合へ異動する前の保険者または広域連合での認定期間も対象となります）は、役場の担当窓口で長期入院該当の申請をしてください。その際、入院日数のわかる領収書等の写しを添付してください。（12ヶ月以内の入院日数が90日を超えた場合左表のとおり、食事代が210円から160円に減額されます。）

療養病床に入院した場合(入院時生活療養費)について

療養病床に入院したときは、下表のとおり食費と居住費の一部が自己負担となります。

区分	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者	460円※	320円
一般		
区分II	210円	320円
区分I	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※保険医療機関の施設基準等により一部の医療機関では、420円の場合もあります。

高額医療・高額介護合算療養費制度について

1年間（8月から翌年7月分まで）の医療費が高額になった世帯に「介護保険の受給者」がいる場合で、医療保険と介護保険の年間の自己負担額の合算額が下表の限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分（支給基準額500円を超えた場合に限る）が支払われます。

区分	後期高齢者医療+介護保険世帯単位の自己負担限度額	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
区分II	31万円	※区分は、基準日（7/31もしくは資格喪失の前日）の区分が適用されます。
区分I	19万円	

特定疾病について

厚生労働省が指定する特定疾病の同一月の同一医療機関の自己負担限度額は、入院・外来それぞれ10,000円までとなります。

◇人工腎臓を実施している慢性腎不全

◇先天性血液凝固因子障害の一部

◇血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

該当される方は「特定疾病療養受給証」が必要となりますので、役場担当窓口へ申請してください。

月の途中で75歳年齢到達により後期高齢者医療に加入される方は、75歳到達月に限り、自己負担限度額が2分の1の5,000円となります。

※月の1日が誕生日の方は除きます。

◆申請時に必要なもの

被保険者証、特定疾病に関する医師の意見書など

※加入前の医療保険で認定されていても、改めて申請が必要です。

療養病床に入院した場合(入院時生活療養費)について

次のような場合、医療費をいったん全額お支払いいただきますが、役場の担当窓口に申請して、広域連合で認められると、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

◆申請時に必要なもの・・・被保険者証、印鑑、振込み口座が確認できるもの（通帳など）、下表の書類↓

どんなとき？	申請に必要なもの
やむを得ない事情で保険証を持たずに診療を受けたり、保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき	領収書、医療機関が発行する診療報酬明細書
医師が必要と認めた手術などで輸血に用いた生血代	領収書、医師の輸血証明書
コルセットなどの治療に必要な補装具を購入したとき	領収書、医師の診断書又は意見書
海外渡航中に病気やけがのため診療をうけたとき（診療目的の渡航は除く）	領収書、パスポートの写し、海外の病院が発行する領収明細書（日本語の翻訳文を添付）
骨折・打撲などで保険診療を扱っていない柔道整復師の施術をうけたとき	領収書、施術明細書等（医師の同意書が必要な場合があります）
医師が必要と認めた、はり・灸・マッサージの施術をうけたとき	領収書、医師の診断書または同意書
やむを得ない事情で減額認定証の提示ができず、通常の費用を払ったとき	領収書（療養病床の場合は食費の内容記載のある領収書）
緊急時に救急車等が使用できず、医師の指示による移送に費用がかかったとき	役場へご相談ください。

ご相談は、役場担当窓口へお問い合わせください。

TEL49-2111へ

自衛官等募集案内

1. 予備自衛官補（いざという時に自衛官として社会に貢献したい方）

	一般	技能 (医療従事者・語学要員等)
資格	28歳以上34歳未満	18歳以上で国家免許資格等を有する者 (必要に応じ53歳~55歳未満)
受付期間	4/8(金)まで	
試験期間	4/15(金)~19(火)の内1日	

2. 幹部候補生（キャリアからのスタート）

	一般 (大卒程度)	一般 (院卒者)	歯科・薬剤科
資格	22歳以上 26歳未満	修士課程修了者等(見込含) 22歳以上28歳未満	専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満
受付期間	3/1(火)~5/6(金)		
試験期間(一次)	5/14(土)・5/15(日)		

3. 医科・歯科幹部（自衛隊で技能をふるいたい方）

資格：医師・歯科医師の免許取得者
受付期間：2/1(月)~4/22(金)
試験期間：5/13(金)

詳しくは、自衛官募集ホームページ、または自衛隊長野地方協力本部飯田出張所までお問い合わせください。
(電話：0265-22-2613)

防犯診断結果

昨年12月22日から30日までの間、村内全域において住宅の戸締まり、車両等の施錠の状況等の防犯診断を防犯指導員が実施しました。結果を見てみると前回同様、未だ施錠されていない住宅、車両が確認されます。下伊那管内でも空き巣や盗難、車上荒らしの被害が発生しています。日頃から防犯意識を高め、犯罪に巻き込まれないようにしましょう。

洞名	住宅診断			車両診断					
	診断 総数	施錠 済み	未施 錠等	診断 総数	施錠 済み	ドアに施錠 なし(A)	(A)のうち キー付	(A)のうち 貴重品あり	施錠済みだ が貴重品有
北洞計	31	26	5	23	23	0	0	0	0
中央計	5	5	0	5	5	0	0	0	0
東洞計	20	20	0	25	25	0	0	0	0
南洞計	31	26	5	47	43	4	0	0	0
西洞計	37	37	0	37	32	5	1	0	0
計	124	114	10	137	128	9	1	0	0

※この診断は国県道や村道の住宅の密集しているところを中心に実施しました。

日本サッカー協会が現役・元選手らを「夢先生」として、自らの体験をもとに夢を持つことの大切さ、仲間との協力することの大切さなどを講義と実践を通じて子供たちに伝える「夢教室」が十二月八日開催されました。

今年はソルトレイクシティオリンピック、アテネオリンピックに出場されたスピードスケート選手の大曾小百合さんをお迎えしました。

前半は子供たちと交流を深めながら、チームでどうした

め目標が達成できるかを、ゲームを通して実践しました。

講演では、子供のころから

オリエンピック選手になろうと思つていたわけではなく、い

ろいろな経験を通じてオリエン

ピック選手を目指すようにな

り、夢を実現した体験談を話

されました。子供たちは、自

分の夢について、「夢シート」

を作成しました。子供たちは、

現へのプロセスを確認しま

した。

ながら実

現へのプロセスを確認しま

した。

を確認しました。子供たちは、

自分の夢について、「夢シート」

を作成しました。子供たちは、

現へのプロセスを確認しま